

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 一〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 二〇
- 保安林の指定を解除する予定である件 二〇
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二〇
- 保安林の指定をする予定である件 二〇
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二五
- 福島県選挙管理委員会 二五
- 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 二五

告示

福島県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 鮮場小名浜店 福島県いわき市小名浜字愛宕町五番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

荷さばき時には大きな音が発生しないように作業を実施するなど、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。

夜間に発生する騒音の予測結果において、周辺の住居地域で環境基準が超過している地点があることから、苦情発生時は基より、通常時においても環境基準を下回るよう、騒音の低減に努めるようにすること。

2 廃棄物に係る事項等

(一) 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第十二条第四項の規定に基づく委託基準に従い、契約書に次に掲げる事項を記載するとともに、法第十二条の三の規定に基づき、産業廃棄物管理票を交付すること。

ア 委託料金

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ウ 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

エ 中間処理又は再生を委託するときは、中間処理又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力

オ 最終処分を委託するときは、最終処分所在地、方法及び施設の処理能力

(二) 産業廃棄物の保管について

産業廃棄物を保管する場所は、法第十二条第二項の規定に基づく保管基準に従い、保管場所の見やすい箇所に、次の事項を記載した表示(縦×横それぞれ六十センチメートル以上)を行うこと。

ア 産業廃棄物の保管場所である旨

イ 保管する産業廃棄物の種類

ウ 保管場所の管理者氏名及び連絡先

なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設に保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分して保管すること。

3 その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努められること。

自動車や照明による光公害等、周辺環境に影響のないように注意すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか
 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 トライアルマーケット喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内字釜場西二番地九ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)ヨークベニマル内郷店 福島県いわき市内郷御厩町三丁目百五十
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
 平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除予定保安林の所在場所

二 相馬郡新地町谷地小屋字大清水四九の九、四九の一
 保安林として指定された目的
 干害の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
 平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所
 双葉郡川内村大字下川内字吉ノ田和三四の二一
 二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲

官沢川3	貝那夫沢2	沢山川	羽黒沢3	羽黒沢2	羽黒沢1	曲藤沢2	堀切沢2	中妻沢石支	清道	作	支	字根尻沢左	五林沢2号	櫛立沢	萩沢1	字根尻	竹島	五林	久保田1号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市遠野町入遠野字官沢	市遠野町入遠野字貝那夫	市遠野町入遠野字久保目	市遠野町入遠野字羽黒	市遠野町入遠野字羽黒	市遠野町入遠野字羽黒	市遠野町大平字曲藤	市遠野町上遠野字堀切	市遠野町根岸字中妻	市遠野町大平字清道	市遠野町入遠野字作	市川前町川前字字根尻	市川前町川前字五林	市川前町川前字櫛立	市川前町下桶売字萩	市川前町川前字字根尻	市川前町川前字竹島	市川前町川前字五林	市川前町下桶売字久保田	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

高橋沢	湯沢	水林沢	シンブン沢	北ノ沢	境沢	号	岸前1号	道添	北前沢	横川沢	折戸2号	折戸1号	折戸	林下2号	吉野作沢	磐井作沢	牛小川沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡昭和村大字下中津川字阿久戸	郡同 町大字八町字居平	郡金山町大字太郎布字上村	郡同 町宮川字魚淵	大沼郡会津美里町宮川字橋本	河沼郡会津坂下町大字船杉字杉	会津若松市湊町大字共和字上馬	市四倉町上仁井田字岸前	市三和町差塩字道添	市小川町塩田字平石	市小川町上小川字横川	市折戸字折戸	市折戸字折戸	市折戸字折戸	市鹿島町船戸字林下	市平北神谷字吉野作	市平泉崎字磐井作	市小川町塩田
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

山神平沢	同 郡同 村大字大芦字畑小屋	土石流
新屋敷沢	同 郡同 村大字下中津川字中島向	土石流
水上沢2号	同 郡同 村大字佐倉字水上	土石流
水上沢	同 郡同 村大字佐倉字水上	土石流
田沢	南会津郡南会津町田島字田沢甲	急傾斜地の崩壊
向山	同 郡同 町滝原字向山	急傾斜地の崩壊
田無沢	同 郡同 町水無字田無沢	急傾斜地の崩壊
後原	同 郡同 町田島字後原甲	急傾斜地の崩壊
石田	同 郡同 町金井沢字石田	急傾斜地の崩壊
岩下通	同 郡同 町高野字岩下通	急傾斜地の崩壊
沢田	同 郡同 町金井沢字沢田	急傾斜地の崩壊
的場	同 郡同 町水無字石上	急傾斜地の崩壊
川前	東白川郡棚倉町大字戸中字川前	急傾斜地の崩壊
堂ヶ沢	同 郡同 町大字寺山字堂ヶ沢	土石流
滝	同 郡同 郡鮫川村大字赤坂西野字	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂 防 課)

公 告

公告第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人コミュニティ真奈川
- 三 代表者の氏名
小澤 光夫
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南会津郡只見町大字蒲生字蒲生原五百七十一番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、過疎化が進行している中で自然と共生できる地域社会の再生を構築し、人と自然の豊かな触れ合いを保持することを目的とする。

(文化振興課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年一月二十五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第四条の二に次の二項を加える。
 - 2 前項の公印の字体は、古印体を用いて浮彫りにするものとする。
 - 3 公印を新調し、又は改刻したときは、公印の名称、印影、使用の開始日等必要な事項を告示するものとする。
- 第二号様式を次のように改める。

第二号様式（第七条関係）

← おおむね8.0センチメートル →

こう ぼ しょ し ゃ し め い
 候 補 者 氏 名

○ 注 意

一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こ と。

二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い こ と。

○ ○ 選 挙 投 票

福 島 県
 選 挙 管 理
 委 員 会 印

↑ おおむね12.8センチメートル ↓

備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用するものとする。
- 二 同時又は同日に行われる選挙の場合は、各選挙の投票用紙の印刷又は紙の色を異なるものにするものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。